



一般財団法人

さいたま住宅検査センター

SJK 業務別手数料表
(2024年5月7日改定版)

目次

建築確認検査業務手数料	P. 1
仮使用認定業務手数料	P. 4
構造計算適合性判定業務手数料	P. 4
フラット35等適合証明業務手数料	P. 5
住宅性能評価業務料金（長期使用構造等確認を含む）	P. 7
性能評価業務手数料	P. 9
試験業務料金	P. 9
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金	P. 9
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料	P. 10
B E L S 評価業務料金	P. 10
法第35条及び法第41条認定に係る技術的審査業務料金	P. 10
各業務の遠隔地の検査に係る加算手数料	P. 11
各事務所のご案内	P. 12
業務区域のご案内	P. 13

建築確認検査業務手数料

(単位:円/非課税)

■第1類建築物 (一戸建ての住宅 ※第4類建築物を除く)

表1

床面積		確認審査 (A)	中間検査	完了検査 (B)
	100㎡以内	20,000	26,000	22,000
100㎡超え	200㎡以内	30,000	35,000	29,000
200㎡超え	500㎡以内	50,000	55,000	50,000

(注)一戸建ての住宅には、全体の面積における住宅以外の部分の面積が1/2未満で、かつ、50㎡以内の兼用住宅を含みます。

■第2類建築物 (倉庫、工場、自動車車庫、ガソリンスタンド、その他のこれらに類する建築物 ※第4類建築物を除く)

表2

床面積		確認審査 (A)	中間検査	完了検査 (B)
	100㎡以内	23,000	23,000	25,000
100㎡超え	200㎡以内	30,000	31,000	34,000
200㎡超え	500㎡以内	50,000	45,000	50,000
500㎡超え	1,000㎡以内	68,000	70,000	74,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	108,000	108,000	114,000
2,000㎡超え	3,000㎡以内	162,000	135,000	143,000
3,000㎡超え	4,000㎡以内	198,000	158,000	166,000
4,000㎡超え	5,000㎡以内	252,000	180,000	190,000
5,000㎡超え	6,000㎡以内	288,000	198,000	210,000
6,000㎡超え	8,000㎡以内	333,000	221,000	233,000
8,000㎡超え	10,000㎡以内	369,000	243,000	257,000
10,000㎡超え	15,000㎡以内	414,000	297,000	314,000
15,000㎡超え	20,000㎡以内	468,000	333,000	352,000
20,000㎡超え	50,000㎡以内	594,000	405,000	428,000
50,000㎡超え	100,000㎡以内	810,000	640,000	675,000
100,000㎡超え	200,000㎡以内	1,125,000	880,000	950,000
200,000㎡超え		1,350,000	1,100,000	1,200,000

■第3類建築物 (第1類建築物、第2類建築物及び第4類建築物以外 例:共同住宅、病院など)

表3

床面積		確認審査 (A)	中間検査	完了検査 (B)
	100㎡以内	23,000	23,000	25,000
100㎡超え	200㎡以内	30,000	31,000	34,000
200㎡超え	500㎡以内	50,000	45,000	50,000
500㎡超え	1,000㎡以内	75,000	70,000	78,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	120,000	108,000	120,000
2,000㎡超え	3,000㎡以内	180,000	135,000	150,000
3,000㎡超え	4,000㎡以内	220,000	158,000	175,000
4,000㎡超え	5,000㎡以内	280,000	180,000	200,000
5,000㎡超え	6,000㎡以内	320,000	198,000	220,000
6,000㎡超え	8,000㎡以内	370,000	221,000	245,000
8,000㎡超え	10,000㎡以内	410,000	243,000	270,000
10,000㎡超え	15,000㎡以内	460,000	297,000	330,000
15,000㎡超え	20,000㎡以内	520,000	333,000	370,000
20,000㎡超え	50,000㎡以内	660,000	405,000	450,000
50,000㎡超え	100,000㎡以内	900,000	640,000	710,000
100,000㎡超え	200,000㎡以内	1,250,000	880,000	1,000,000
200,000㎡超え		1,500,000	1,100,000	1,250,000

■第4類建築物 (床面積500㎡以内の木造3階建て建築物及び混構造建築物)

表4

床面積		確認審査 (A)	中間検査	完了検査 (B)
	100㎡以内	70,000	26,000	22,000
100㎡超え	200㎡以内	70,000	35,000	29,000
200㎡超え	500㎡以内	70,000	55,000	50,000

(注1)建築確認検査の手数料は、上記の表1、2、3、4のほかに対象となる建築物等の規模等により別途加算(減額)される場合があります。詳しくは「表8～11」をご覧ください。

(注2)上記各表の中間検査の床面積は、申請された中間検査に係る部分の床面積(検査対象床面積)となります。

(注3)上記表2、3の中間検査が工区分け等で検査時期がずれる場合には、その都度、その検査対象床面積に係る手数料をお支払いいただくことがあります。詳しくはお問い合わせください。

■建築物の計画の変更 (直前の確認をセンターが行っている場合)

表5

項目	手数料	備考(要件等)
床面積の合計が500㎡以内の建築物	5,000 × n	n:変更項目数(確認申請時の手数料の額を上限とする。)
第2類及び第3類建築物 (床面積の合計が500㎡を超える建築物)	表2・3の(A)による額	計画の変更に係る部分の床面積の1/2に該当する額(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積。)
構造強度に係る審査を要する場合(加算) (床面積の合計が500㎡以内の建築物)	10,000 20,000	第1類、第2類及び第3類建築物 第4類建築物

■建築設備等(1基当たり)

表6

区分	確認審査(C)	完了検査	
昇降機	定員3名以下のもの	9,000	13,000
	大臣認定を受けたもの	15,000	30,000
	上記以外	25,000	30,000
小荷物専用昇降機	9,000	13,000	
工作物(擁壁)	高さ3m以内	40,000	40,000
	高さ3mを超え5m以内	50,000	50,000
	高さ5mを超え	60,000	70,000
工作物(広告塔)	30,000	35,000	
工作物(上記以外)	※表6-1による	※表6-2による	

■工作物(擁壁・広告塔以外)の確認審査手数料(D)

表6-1

区分	水平投影面積				
	50㎡以内	50㎡を超え 500㎡以内	500㎡を超え 3,000㎡以内	3,000㎡を超え	
高さ	10m以内	50,000	150,000	300,000	600,000
	10mを超え 20m以内	80,000	240,000	500,000	1,000,000
	20mを超え 30m以内	100,000	300,000	600,000	1,200,000
	30mを超え	150,000	450,000	900,000	1,800,000

■工作物(擁壁・広告塔以外)の完了検査手数料

表6-2

区分	水平投影面積				
	50㎡以内	50㎡を超え 500㎡以内	500㎡を超え 3,000㎡以内	3,000㎡を超え	
高さ	10m以内	60,000	180,000	360,000	720,000
	10mを超え 20m以内	90,000	270,000	540,000	1,080,000
	20mを超え 30m以内	110,000	330,000	660,000	1,320,000
	30mを超え	160,000	480,000	960,000	1,920,000

■建築設備等の計画の変更(1基当たり)

表7

区分	手数料	備考(要件等)
昇降機	定員3名以下のもの	5,000
	大臣認定を受けたもの	8,000
	上記以外	13,000
小荷物専用昇降機	5,000	
工作物(擁壁)	高さ3m以内	20,000
	高さ3mを超え5m以内	25,000
	高さ5mを超え	30,000
工作物(広告塔)	15,000	
工作物(上記以外)	D × 0.5	D: 表6-1(D)による額

■センターが同一の計画の再申請であると認めた場合の手数料

表8

項目	手数料	備考(要件等)
全ての建築物	(A+E+F+G) × 0.5	A: 表1・2・3・4の(A)による額 E: 表9 特別な方法による設計審査の額 F: 表9 ルート2基準審査の額 G: 表9 特定天井等の審査の額
建築設備等	C × 0.5	C: 表6の(C)又は表6-1の(D)による額

■手数料の加算1

表9

項目		加算手数料	備考(加算の要件等)	
床面積の合計が500㎡以内の建築物の構造審査		15,000	第1類、第2類及び第3類建築物	
ルート2基準審査 (F)	1,000㎡以内	100,000	1建築物当たり	
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	135,000		
	2,000㎡超え 10,000㎡以内	155,000		
	10,000㎡超え 50,000㎡以内	205,000		
	50,000㎡超え	380,000		
確認申請図書と構造計算適合性判定図書との整合性の確認		10,000	1建築物当たり	
構造上複数建築物の審査		$A \times 0.1 \times (n-1)$	A: 表1・2・3・4の(A)による額 n: 構造上の棟数	
特定天井等の審査 (G)	特定天井等の水平投影面積の合計	1,000㎡以内 1,000㎡超え	20,000 $A \times 0.2$	A: 表1・2・3・4の(A)による額
	特別な方法による設計の審査(E)	限界耐力計算、免震設計、避難安全検証法、耐火性能検証法による設計	$A \times 0.1$	それぞれの設計ごと 複数棟の場合は棟ごと A: 表1・2・3・4の(A)による額
天空率による道路斜線、隣地斜線、北側斜線の設計		5,000 $A \times 0.1$	それぞれの設計ごと 床面積の合計が500㎡以内の建築物 それぞれの設計ごと 床面積の合計が500㎡を超える建築物 A: 表2・3の(A)による額	
同一棟増築における既存部分の審査	既存部分の検査済証をセンターが交付している場合	$(A+E+F+G) \times 0.15$ (0.25)	A: 既存部分の表1・2・3・4の(A)による額 E: 特別な方法による設計の審査の額 F: ルート2基準審査の額 G: 特定天井等の審査の額 ()内の「0.25」、「0.75」は構造の審査がある場合	
	既存部分の検査済証をセンター以外の者が交付している場合又は検査済証がない場合	$(A+E+F+G) \times 0.5$ (0.75)		
同一棟増築における既存部分の検査	既存部分の検査済証をセンターが交付している場合	$B \times 0.15$	B: 既存部分における表1・2・3・4の(B)による額	
	既存部分の検査済証をセンター以外の者が交付している場合又は検査済証がない場合	$B \times 0.5$		
直前の確認又は検査をセンター以外の者が実施したものである計画変更の確認又は検査		5,000 (10,000)	第1類建築物 ()内は構造の審査がある場合	
		$(A+E+F+G) \times 0.5$	第2類、第3類及び第4類建築物 A: 既存部分の表2・3・4の(A)による額 E: 特別な方法による設計の審査の額 F: ルート2基準審査の額 G: 特定天井等の審査の額	
		$C \times 0.5$	建築設備等 C: 表6の(C)又は表6-1の(D)による額	
完了検査に伴う追加説明書		計画変更の場合と同額	表5による額	

■手数料の加算2(建築物エネルギー消費性能適合性判定に伴う完了検査手数料の加算)

表10

床面積	①:工場等の用途	②:①以外の用途	備考(加算の要件等)
2,000㎡以内	22,800	24,000	左記の料金は、センターが判定を行った場合 ※他機関による判定の場合は、左記の料金を2を乗じた額とする。
2,000㎡超え 3,000㎡以内	28,600	30,000	
3,000㎡超え 4,000㎡以内	33,200	35,000	
4,000㎡超え 5,000㎡以内	38,000	40,000	センターが判定を行った物件で省エネ計画に軽微な変更(ルートB)がある場合は、センターの省エネ判定料金(税抜き)に0.3を乗じた額をこの表の額に加算する。
5,000㎡超え 6,000㎡以内	42,000	44,000	
6,000㎡超え 8,000㎡以内	46,600	49,000	
8,000㎡超え 10,000㎡以内	51,400	54,000	
10,000㎡超え 15,000㎡以内	62,800	66,000	
15,000㎡超え 20,000㎡以内	70,400	74,000	工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものを示す。
20,000㎡超え 50,000㎡以内	85,600	90,000	
50,000㎡超え 100,000㎡以内	135,000	142,000	
100,000㎡超え 200,000㎡以内	190,000	200,000	
200,000㎡超え	240,000	250,000	

■再検査(1検査当たり)

表11

建築物及び建築設備等の区分	手数料
床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築設備等	10,000
床面積の合計が500㎡を超える建築物	30,000

■遠隔地の検査に係る加算

※P.11をご覧ください。

■各種届出等（1件当たり）

表12

項目	手数料
名義変更届、工事取止届、確認済証等の交付証明	3,000

仮使用認定業務手数料

（単位：円/非課税）

■仮使用認定（1申請当たり）

床面積	第1類建築物	第2類建築物	第3類建築物	第4類建築物
100㎡以内	26,400	30,000	30,000	26,400
100㎡超え 200㎡以内	34,800	40,800	40,800	34,800
200㎡超え 500㎡以内	60,000	60,000	60,000	60,000
500㎡超え 1,000㎡以内		88,800	93,600	
1,000㎡超え 2,000㎡以内		136,800	144,000	
2,000㎡超え 3,000㎡以内		171,600	180,000	
3,000㎡超え 4,000㎡以内		199,200	210,000	
4,000㎡超え 5,000㎡以内		228,000	240,000	
5,000㎡超え 6,000㎡以内		252,000	264,000	
6,000㎡超え 8,000㎡以内		279,600	294,000	
8,000㎡超え 10,000㎡以内		308,400	324,000	
10,000㎡超え 15,000㎡以内		376,800	396,000	
15,000㎡超え 20,000㎡以内		422,400	444,000	
20,000㎡超え 50,000㎡以内		513,600	540,000	
50,000㎡超え 100,000㎡以内		810,000	852,000	
100,000㎡超え 200,000㎡以内		1,140,000	1,200,000	
200,000㎡超え		1,440,000	1,500,000	

（注）上表の床面積は、以下に掲げる場合の面積について算定します。

1. 建築物を建築した場合（移転した場合を除く）は、当該建築物に係る部分の床面積
2. 建築物を移転又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の1/2

構造計算適合性判定業務手数料

（単位：円/非課税）

■建設地が埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の場合（1建築物当たり）

表1

床面積	大臣認定プログラム使用	大臣認定プログラム以外
1,000㎡以内	107,000	156,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	134,000	209,000
2,000㎡超え 10,000㎡以内	147,000	240,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	187,000	318,000
50,000㎡超え	319,000	587,000

構造計算適合性判定(任意)業務手数料

（単位：円/税込み）

床面積	大臣認定プログラム使用	大臣認定プログラム以外
1,000㎡以内	117,700	171,600
1,000㎡超え 2,000㎡以内	147,400	229,900
2,000㎡超え 10,000㎡以内	161,700	264,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	205,700	349,800
50,000㎡超え	350,900	645,700

■新築住宅 (令和5年4月1日以降の新基準を適用する場合)

※令和5年3月31日以前の旧基準を適用する場合につきましては、別途手数料規程をご確認ください。

(1) 一戸建て住宅

表1

種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35 フラット35S 財形住宅融資		(注1・2) 19,800	18,700	18,700
	基準適合書類がある場合 (注3)	(注2) 8,800	18,700	18,700
	設計住宅性能評価制度を活用したもの	—	18,700	18,700
	建設住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	4,400
	竣工済特例	一般	(注2) 57,200	
	基準適合書類がある場合 (注3)	(注2) 46,200		

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の料金の11,000円を加算します。

(注2) ZEH、耐久性・可変性又はバリアフリー性のうち、1項目を選択する場合は2,200円を、2項目を選択する場合は3,300円を、3項目を選択する場合は4,400円を、4項目を選択する場合は5,500円を設計検査の料金に加算します。

(注3) 基準適合書類とは、低炭素建築物新築等計画認定通知書(写)、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(写)、長期優良住宅等計画に係る認定通知書(写)、BELS評価書(写)等を示します。

(2) 共同住宅

表2

種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査			
一般申請	分譲住宅	フラット35・35S (注1・2)	50戸以下	99,000+N×1,100	—	13,200+N×9,900	
			50戸超え100戸以下	198,000+N×1,100	—		
			100戸超え200戸以下	297,000+N×1,100	—		
			200戸超え	396,000+N×1,100	—		
			基準適合書類がある場合 (注3)	50戸以下	99,000	—	13,200+N×9,900
				50戸超え100戸以下	198,000	—	
				100戸超え200戸以下	297,000	—	
				200戸超え	396,000	—	
		設計住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	N×9,900		
		建設住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	N×4,400		
		財形住宅融資	50戸以下	66,000	—	13,200+N×6,600	
			50戸超え100戸以下	132,000	—		
			100戸超え200戸以下	198,000	—		
			200戸超え	264,000	—		
設計住宅性能評価制度を活用したもの	—		—	N×6,600			
建設住宅性能評価制度を活用したもの	—		—	N×4,400			
一括申請	分譲住宅	フラット35・35S 登録マンション (注1・2)	50戸以下	99,000+N×1,100	—	92,400	
			50戸超え100戸以下	198,000+N×1,100	—	158,400	
			100戸超え200戸以下	297,000+N×1,100	—	237,600	
			200戸超え	396,000+N×1,100	—	330,000	
		基準適合書類がある場合 (注3)	50戸以下	99,000	—	92,400	
			50戸超え100戸以下	198,000	—	158,400	
			100戸超え200戸以下	297,000	—	237,600	
			200戸超え	396,000	—	330,000	
		住宅性能評価制度を活用したもの	50戸以下	—	—	79,200+N×1,100	
			50戸超え100戸以下	—	—	145,200+N×1,100	
			100戸超え200戸以下	—	—	224,400+N×1,100	
			200戸超え	—	—	316,800+N×1,100	
	賃貸住宅	省エネ住宅 サービス付き高齢者向け住宅 まちづくり融資	10戸以下	13,200+N×1,100	—	26,400+N×1,100	
			10戸超え 20戸以下	19,800+N×1,100	—	39,600+N×1,100	
			20戸超え 30戸以下	26,400+N×1,100	—	52,800+N×1,100	
			30戸超え	66,000+N×1,100	—	92,400+N×1,100	

※Nは対象戸数を示します。

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の料金の16,500円を加算します。

(注2) ZEH、耐久性・可変性又はバリアフリー性を追加する場合は、1項目追加するごとに設計検査の料金の550円/戸を加算します。

(注3) 基準適合書類とは、低炭素建築物新築等計画認定通知書(写)、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(写)、長期優良住宅等計画に係る認定通知書(写)、BELS評価書(写)等を示します。

■中古住宅

(1) 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て

表3

種別		手数料	備考	
フラット35	木造	44,000	設計図書があり、かつ、新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		49,500	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		132,000	設計図書のない住宅	
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅	
		49,500	設計図書のない住宅	
	フラット35S (注1・2)	木造	49,500	設計図書があり、かつ、新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
			52,800	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
			176,000	設計図書のない住宅
		木造以外	49,500	設計図書のある住宅
			52,800	設計図書のない住宅
住宅性能評価制度を活用した住宅		木造	33,000	
	木造以外	33,000		
財形住宅(中古住宅)	木造	44,000	設計図書があり、かつ、新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		49,500	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		132,000	設計図書のない住宅	
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅	
		49,500	設計図書のない住宅	
財形住宅(リ・ユース)		44,000	設計図書のある住宅	
		49,500	設計図書のない住宅	

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の料金を11,000円を加算します。

(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の料金を11,000円を加算します。耐震評価が必要な建物(*1)は、16,500円を加算します。

(2) 共同住宅(一戸当たり)

表4

種別		手数料	備考
フラット35		44,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		33,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	フラット35S(注1・2)	49,500	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		38,500	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	住宅性能評価制度を活用した住宅	33,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		22,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
財形住宅(中古住宅)		44,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
財形住宅(リ・ユース)		33,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の料金を16,500円を加算します。

(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の料金を11,000円を加算します。耐震評価が必要な建物(*1)は、27,500円を加算します。

*1 耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建物です。

*2 代わりになる書類とは、旧公庫マンション情報登録証明書、マンションみらいネット(<https://www.mirainet.org>)の登録情報(管理規約・修繕計画)の写し又は過去の中古住宅適合証明書(有効期限内のもの)の写しのいずれかとなります。

■リノベ(リフォーム一体型・買取再販型)

※リノベにつきましては、別途手数料規程をご確認ください。

■リフォーム融資 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て

表5

種別		手数料	備考
フラット35(注1) 財形住宅融資	木造	44,000	構造計算に関する審査を必要としない住宅
		60,500	構造計算に関する審査を必要とする住宅
	木造以外	44,000	設計図書のある住宅
		60,500	構造計算に関する審査を必要とする住宅

(注1) エネルギー消費性能向上工事の申請を行う場合は、11,000円を加算します。

■設計住宅性能評価

(1) 一戸建ての住宅(併用住宅を含む)(必須評価事項のみ)

表1

床面積	手数料	
	一般	住宅型式性能認定等 ※1
200㎡以内	44,000	35,200
200㎡超え	55,000	46,200

(2) 共同住宅等(必須評価事項のみ)

表2

床面積	手数料			
500㎡以内で劣化のみのも ※2	44,000	+	M	× 7,150
200㎡以内	71,500	+	M	× 10,450
200㎡超え 500㎡以内	88,000	+	M	× 10,450
500㎡超え 1,000㎡以内	132,000	+	M	× 10,450
1,000㎡超え 2,000㎡以内	220,000	+	M	× 9,350
2,000㎡超え 5,000㎡以内	385,000	+	M	× 9,350
5,000㎡超え 10,000㎡以内	517,000	+	M	× 9,350
10,000㎡超え 20,000㎡以内	660,000	+	M	× 8,250
20,000㎡超え 50,000㎡以内	792,000	+	M	× 8,250
50,000㎡超え	935,000	+	M	× 8,250

(注) Mは、評価対象戸数を示します。

■長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価と長期使用構造等確認の併願

(1) 一戸建ての住宅(併用住宅を含む)(必須評価事項のみ)

表3

床面積	手数料	
	一般	住宅型式性能認定等 ※1
200㎡以内	46,200	37,400
200㎡超え	57,200	48,400

(2) 共同住宅等(必須評価事項のみ)

表4

床面積	手数料			
500㎡以内で劣化のみのも ※2	44,000	+	M	× 8,250
200㎡以内	71,500	+	M	× 11,550
200㎡超え 500㎡以内	88,000	+	M	× 11,550
500㎡超え 1,000㎡以内	132,000	+	M	× 11,550
1,000㎡超え 2,000㎡以内	220,000	+	M	× 10,450
2,000㎡超え 5,000㎡以内	385,000	+	M	× 10,450
5,000㎡超え 10,000㎡以内	517,000	+	M	× 10,450
10,000㎡超え 20,000㎡以内	660,000	+	M	× 9,350
20,000㎡超え 50,000㎡以内	792,000	+	M	× 9,350
50,000㎡超え	935,000	+	M	× 9,350

(注) Mは、評価対象戸数を示します。

■建設住宅性能評価(新築)

センターが設計住宅性能評価を行った場合

(1) 一戸建ての住宅(併用住宅を含む)(必須評価事項のみ)

表5

床面積	手数料	
	一般	住宅型式性能認定等 ※1
200㎡以内	101,200	79,200
200㎡超え	112,200	90,200

(2) 共同住宅等(必須評価事項のみ)

表6

床面積	手数料			
500㎡以内で劣化のみのも ※2	88,000	+	M	× 12,650
200㎡以内	35,200	+	M	× 12,650 + N × 22,000
200㎡超え 500㎡以内	49,500	+	M	× 12,650 + N × 24,200
500㎡超え 1,000㎡以内	74,800	+	M	× 12,650 + N × 36,300
1,000㎡超え 2,000㎡以内	115,500	+	M	× 11,550 + N × 55,000
2,000㎡超え 5,000㎡以内	250,800	+	M	× 11,550 + N × 82,500
5,000㎡超え 10,000㎡以内	445,500	+	M	× 11,550 + N × 121,000
10,000㎡超え 20,000㎡以内	550,000	+	M	× 10,450 + N × 176,000
20,000㎡超え 50,000㎡以内	770,000	+	M	× 10,450 + N × 253,000
50,000㎡超え	990,000	+	M	× 10,450 + N × 330,000

(注1) Mは評価対象戸数、(注2) Nは検査を行う回数を示します。

■評価等の計画を変更する場合

表7

住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で当該計画の変更に係る直前の評価等をセンターから受けている場合又はセンターが評価等の審査中である住宅の計画を大規模に変更して建築する場合	一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	性能表示事項一につき 5,500
	共同住宅等	当初の申請料金の50%、 住戸のみの場合は5,500/戸

(注1)一次エネルギー消費量の審査等を行う場合には、一戸建ての住宅においては2,200円を、共同住宅等においては1,650円/戸をそれぞれ加算します。

■必須評価事項以外の表示事項を申請する場合の加算額

表8

必須評価事項以外の表示事項を申請する場合 (必須項目を含まない分野ごと)	一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	性能表示事項一につき 1,100(上限は5,500)
	共同住宅等	性能表示事項一につき 550/戸

(注1)必須評価事項以外の評価事項等を申請する場合については、表1、表2、表3、表4、表5、表6、表7、表10及び表11の額に上表の額をそれぞれ加算します。

■長期使用構造等確認の軽微変更該当証明を申請する場合の料金

表9

長期使用構造等確認の軽微変更該当証明を申請する場合	一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	5,500
	共同住宅等	5,500/戸

■センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金の加算額

(1) 一戸建ての住宅(併用住宅を含む)(必須評価事項のみ)

表10

床面積	手数料	
	一般	住宅型式性能認定等 ※1
200㎡以内	20,900	16,500
200㎡超え	26,400	22,000

(2) 共同住宅等(必須評価事項のみ)

表11

床面積		手数料
500㎡以内で劣化のみのもの ※2		22,000
	200㎡以内	35,750
200㎡超え	500㎡以内	44,000
500㎡超え	1,000㎡以内	66,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	110,000
2,000㎡超え	5,000㎡以内	192,500
5,000㎡超え	10,000㎡以内	258,500
10,000㎡超え	20,000㎡以内	330,000
20,000㎡超え	50,000㎡以内	396,000
50,000㎡超え		467,500

(注1)一次エネルギー消費量の審査等を行う場合には、一戸建ての住宅においては2,200円を、共同住宅等においては1,650円/戸をそれぞれ加算します。

■建設住宅性能評価の検査に係る再検査の料金

表12

建物形状	手数料(検査1回当たり)
一戸建ての住宅(併用住宅を含む)	22,000
共同住宅等	建設評価の1回当たり額

■遠隔地の検査に係る加算 ※P.11をご覧ください。

■建設住宅性能評価(既存住宅) ※お問い合わせください。

※1:住宅型式認定等の料金の適用については、その申請において住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認められた場合は不要。)が添えられている場合に限るものとします。

※2:「500㎡以内で劣化のみのもの」とは、必須評価事項のうち劣化対策等級のみを等級2以上とし、その他の表示事項については等級1とするものをいいます。

性能評価業務手数料

(単位:円/非課税)

(建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第4号の規定による)

性能分野	評価の内容	手数料	
構造安全性能	建築基準法第20条第1項第1号の認定(同条第2号口、第3号口、第4号口に掲げる場合を含む。)に係る評価	床面積の合計が500㎡以内のもの	510,000
		床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	820,000
		床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1,230,000
		床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,530,000
		床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	2,050,000

※既に認定を受けた構造方法等の軽微な変更として性能評価を受ける場合は、上表の区分に応じた額の1/10の評価手数料となります。

(建築基準法施行規則第11条の2の3第5項第3号の規定による。)

試験業務料金

(単位:円/税込み)

	(い)	(ろ)	(は)
構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	床面積の合計が500㎡以内のもの	407,000	55,000
	床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	638,000	77,000
	床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	946,000	110,000
	床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	1,221,000	121,000

申請1件につき、(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計となります。

※建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定を受けた(ただし、センターが行ったものに限ります。)特別評価方法の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合は、申請1件につき、(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に0.5を乗じた額及び(は)欄に掲げる額を加算した額とします。

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金

(単位:円/税込み)

■非住宅建築物 (建築物1棟当たり)

判定対象床面積 (注1)	評価方法	非住宅の用途の手数料(主要用途により算定)		
		①:ホテル、病院、集会所 及びこれらに類する用途	②:①、③以外	③:工場等(注2)
		確認併願 (単独申請)	確認併願 (単独申請)	確認併願 (単独申請)
300㎡以内	標準入力法・主要室入力法	140,800 (176,000)	88,000 (110,000)	70,400 (88,000)
	モデル建物法	70,400 (88,000)	44,000 (55,000)	35,200 (44,000)
300㎡超え 1,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	176,000 (220,000)	123,200 (154,000)	88,000 (110,000)
	モデル建物法	88,000 (110,000)	61,600 (77,000)	44,000 (55,000)
1,000㎡超え 2,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	211,200 (264,000)	140,800 (176,000)	105,600 (132,000)
	モデル建物法	105,600 (132,000)	70,400 (88,000)	52,800 (66,000)
2,000㎡超え 5,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	334,400 (418,000)	228,800 (286,000)	176,000 (220,000)
	モデル建物法	167,200 (209,000)	114,400 (143,000)	88,000 (110,000)
5,000㎡超え 10,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	422,400 (528,000)	281,600 (352,000)	211,200 (264,000)
	モデル建物法	211,200 (264,000)	140,800 (176,000)	105,600 (132,000)
10,000㎡超え 20,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	528,000 (660,000)	334,400 (418,000)	246,400 (308,000)
	モデル建物法	264,000 (330,000)	167,200 (209,000)	123,200 (154,000)
20,000㎡超え 50,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	651,200 (814,000)	422,400 (528,000)	316,800 (396,000)
	モデル建物法	325,600 (407,000)	211,200 (264,000)	158,400 (198,000)
50,000㎡超え 100,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	827,200 (1,034,000)	545,600 (682,000)	404,800 (506,000)
	モデル建物法	413,600 (517,000)	272,800 (341,000)	202,400 (253,000)
100,000㎡超え 200,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	968,000 (1,210,000)	660,000 (825,000)	572,000 (715,000)
	モデル建物法	572,000 (715,000)	422,400 (528,000)	334,400 (418,000)
200,000㎡超え	標準入力法・主要室入力法	1,276,000 (1,595,000)	836,000 (1,045,000)	704,000 (880,000)
	モデル建物法	792,000 (990,000)	528,000 (660,000)	422,400 (528,000)

(注1)増改築において既存部分のBEI値をデフォルト値等を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた判定対象床面積を適用し、デフォルト値等を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の判定対象床面積を適用します。

(注2)工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものをいいます。

(注3)複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、非住宅部分の床面積により料金を算定します。

(注4)非住宅建築物のすべてが計算対象外用途である場合の料金については、③類のモデル建物法の料金に0.1を乗じた額とします。

(注5)計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合は、上表の該当する判定対象面積のモデル建物法の料金に0.1を乗じた額とします。

■変更申請 (1)直前の適合判定通知書をセンターが交付している場合は、上表の料金に0.5を乗じた額とします。

(2)(1)以外の場合は、上表の料金と同額とします。

■軽微変更該当証明書発行料金(ルートCの場合)

上表の料金に0.3を乗じた額とします。

・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料
 ・BELS評価業務料金
 ・建築物省エネ法第35条及び第41条認定に係る技術的審査業務料金

(単位:円/税込み)

■住宅(一戸建ての住宅又は共同住宅等)

表1

種別		手数料		備考(加算の要件等)	
住宅のみ	住宅戸数が1戸のみの場合	一般	33,000	【住宅のみ】 BELSのみ N:評価書必要戸数	
		審査省略可能な場合	5,500		
	住宅部分の申請に係る戸数(住戸)	一般	2~10戸以下		33,000 + N × 8,800
			11~30戸以下		66,000 + N × 5,500
			31戸以上		132,000 + N × 3,300
審査省略可能な場合	N × 3,300				
住棟のみ (①又は②+③)	住宅戸数が1戸のみの場合①	一般	33,000	【住棟のみ】 低炭素、BELS及び 第35条・第41条 M:全戸数	
		審査省略可能な場合	5,500		
	住宅部分の全戸数(住戸)②	一般	2~10戸以下		33,000 + M × 7,700
			11~30戸以下		66,000 + M × 4,400
			31戸以上		132,000 + M × 2,200
	審査省略可能な場合	M × 3,300			
	共用部分の床面積の合計(共用部)③	300㎡以内			33,000
		300㎡超え 1,000㎡以内			55,000
		1,000㎡超え 5,000㎡以内			110,000
		5,000㎡超え			165,000
住棟+住戸 (①又は②+③+④)	住宅戸数が1戸のみの場合①	一般	33,000	【住棟+住戸】 BELSのみ M:全戸数 N:評価書必要戸数	
		審査省略可能な場合	5,500		
	住宅部分の全戸数(住戸)②	一般	2~10戸以下		33,000 + M × 7,700
			11~30戸以下		66,000 + M × 4,400
			31戸以上		132,000 + M × 2,200
	審査省略可能な場合	M × 3,300			
	適合証等の必要住宅戸数③	②の一般のみ			N × 1,100
	共用部分の床面積の合計(共用部)④	300㎡以内			33,000
		300㎡超え 1,000㎡以内			55,000
		1,000㎡超え 5,000㎡以内			110,000
5,000㎡超え		165,000			

■非住宅建築物 (建築物1棟当たり)

表2

対象床面積 (注1)	評価方法	非住宅の用途の手数料(主要用途により算定)		
		①:ホテル、病院、集会所及びこれらに類する用途	②:①、③以外	③:工場等(注2)
300㎡以内	標準入力法・主要室入力法	176,000	110,000	88,000
	モデル建物法	88,000	55,000	44,000
300㎡超え 1,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	220,000	154,000	110,000
	モデル建物法	110,000	77,000	55,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	264,000	176,000	132,000
	モデル建物法	132,000	88,000	66,000
2,000㎡超え 5,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	418,000	286,000	220,000
	モデル建物法	209,000	143,000	110,000
5,000㎡超え 10,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	528,000	352,000	264,000
	モデル建物法	264,000	176,000	132,000
10,000㎡超え 20,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	660,000	418,000	308,000
	モデル建物法	330,000	209,000	154,000
20,000㎡超え 50,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	814,000	528,000	396,000
	モデル建物法	407,000	264,000	198,000
50,000㎡超え 100,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,034,000	682,000	506,000
	モデル建物法	517,000	341,000	253,000
100,000㎡超え 200,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,210,000	825,000	715,000
	モデル建物法	715,000	528,000	418,000
200,000㎡超え	標準入力法・主要室入力法	1,595,000	1,045,000	880,000
	モデル建物法	990,000	660,000	528,000

(注1) 複合建築物の料金は、住宅に係る手数料と非住宅に係る手数料の合計の額とします。

(注2) 工場等の用途については、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務の料金表をご覧ください。

■変更申請 (1) 直前の適合証等をセンターが交付している場合は、上表の料金の0.5を乗じた額とします。

(2) (1)以外の場合は、上表の料金と同額とします。

■加算手数料(検査1回当たり)

	地域	加算手数料	備考(加算の要件等)
遠隔地における検査	<p>【茨城県】 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村</p> <p>【栃木県】 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町</p> <p>【群馬県】 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村</p>	<p>基準法の間接検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査 3,000(非課税)</p> <p>基準法以外の検査 3,300(税込み)</p>	
	<p>【茨城県】 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町</p> <p>【栃木県】 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町</p> <p>【群馬県】 中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町</p>	<p>基準法の間接検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査 5,000(非課税)</p> <p>基準法以外の検査 5,500(税込み)</p>	<p>同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件においてセンターが行う他の業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上、加算額を決定する。</p>
	<p>【千葉県】 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町</p> <p>【茨城県】 神栖市</p> <p>【神奈川県】 全域</p>	<p>基準法の間接検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査 12,000(非課税)</p> <p>基準法以外の検査 13,200(税込み)</p>	



一般財団法人

さいたま住宅検査センター

<https://www.sjkc.or.jp/>

本部

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3

代表・総務部

電話 048 - 621 - 5111 FAX 048 - 863 - 2121

営業部

電話 048 - 621 - 5119 FAX 048 - 863 - 3320

事業部

事業管理課

電話 048 - 621 - 5120 FAX 048 - 863 - 3320

構造審査課

電話 048 - 621 - 5121 FAX 048 - 863 - 3344

検査情報センター

電話 048 - 621 - 5123 FAX 0120 - 432154

省エネ・住宅性能評価課

〒350-0023 埼玉県川越市並木488-1 (川越事務所内)

電話 049 - 293 - 5925 FAX 049 - 293 - 5940

保険保全部

保険業務課

電話 048 - 621 - 5118 FAX 048 - 863 - 3320

保全業務課

電話 048 - 711 - 5325 FAX 048 - 863 - 3320

企画管理部

電話 048 - 711 - 5128 FAX 048 - 863 - 3320

性能評価部

電話 048 - 621 - 5116 FAX 048 - 863 - 3344

構造判定部

電話 048 - 621 - 5151 FAX 048 - 863 - 3131

さいたま事務所

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3

電話 048 - 621 - 5117 FAX 048 - 863 - 3344

さいたま事務所検査分室

〒336-0027 埼玉県さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所敷地内)

電話 048 - 621 - 6030 FAX 048 - 844 - 5090

川越事務所

〒350-0023 埼玉県川越市並木488-1

電話 049 - 230 - 6080 FAX 049 - 230 - 1110

所沢事務所

〒359-0034 埼玉県所沢市東新井町307-7

電話 04 - 2994 - 9200 FAX 04 - 2997 - 6001

越谷事務所

〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷4-16-2

電話 048 - 988 - 0011 FAX 048 - 990 - 6610

熊谷事務所

〒360-0847 埼玉県熊谷市籠原南3-365

電話 048 - 579 - 5988 FAX 048 - 530 - 2800

東京事務所

〒180-0006 東京都武蔵野市境南町2-11-22 (第一飛翔ビル3階)

電話 0422 - 38 - 8390 FAX 0422 - 38 - 8392

SJKつくば確認検査事務所

〒305-0033 茨城県つくば市東新井19-7 (メルシービル3階)

電話 029 - 846 - 5177 FAX 029 - 846 - 5179

業務区域図



■ 関東地方（東京都の島しょ部を除く）の全域で行う主な業務

- ・建築確認検査業務
- ・フラット35等適合証明業務
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- ・建築物省エネ法第35条及び第41条に基づく認定に係る技術的審査業務
- ・住宅瑕疵担保責任保険等の業務
- ・定期報告業務（※物件ごとにお見積り） 等
- ・住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む）
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- ・BELS評価業務

■ 関東地方（東京都の島しょ部を含む）の全域で行う業務

- ・構造計算適合性判定（任意）業務
- ・試験業務（品確法）
- ・性能評価業務（建築基準法）

■ 埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の全域で行う業務

- ・構造計算適合性判定業務

NICE WEB申請システムもご用意しておりますので、是非ご利用ください。



<https://www.sjkc.or.jp/>